

フラット35子育て支援型

概要

「フラット35子育て支援型」は子育て支援について積極的な地方公共団体のマイホーム取得者に対する財政的支援とセットでフラット35の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。新築住宅・既存住宅、また、同居・近居を問わず使うことができます。

これだけ
お得です!!

金利引下げ幅は0.25%です。

金利下げ期間	金利下げ幅
当初5年	【フラット35】の借入金利から年▲0.25%



このような方が利用できます

- 住宅金融支援機構と協定を締結し連携する地方公共団体に居住している方。
 - 若年子育て世帯による住宅の取得。
 - 若年子育て世帯と親世帯による同居・近居のための新築住宅・既存住宅の取得。
- ※住宅金融支援機構と協定を締結し連携する地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構
<http://www.jhf.go.jp/>

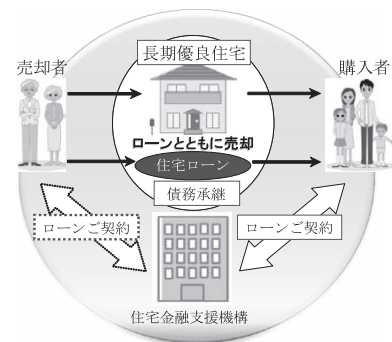


金利引継特約付き【フラット35】

概要

フラット35の返済中に長期優良住宅を売却する場合、その住宅を購入する人にフラット35の債務を引き継ぐことができます。

既存住宅売買時に売主のローンを買主へ引き継げるローンです。売却金額がローン残高より高い場合は買主から売主に売却金額からローン残高を引いた額が支払われ、売却金額がローン残高よりも低い場合は売主から買主にローン残高から売却金額を引いた額が支払われます。



金利引継特約付き
フラット35
のイメージ

制度の
詳細

独立行政法人住宅金融支援機構
<http://www.jhf.go.jp/>

